

株式伝言板

○単元未満株式(1~999株の株式)の買取制度 および買増制度について(※手数料不要)

・買取制度とは

株主さまがご所有の単元未満株式を当社に対して時価で売り渡す制度です。お取引の証券会社等の口座管理機関にお申し出ください。

(例)500株を所有されている株主さまが、その500株を当社に時価で売却し、代金を受領する。

・買増制度とは

株主さまがご所有の単元未満株式を一単元の株式(1,000株)にするために必要な株式を当社から株主さまに時価で売り渡す制度です。お取引の証券会社等の口座管理機関にお申し出ください。

(例)500株を所有されている株主さまが、500株を当社から購入し、1,000株にする。

○配当金のお受取りについて

配当金のお受取りには、次のいずれかをご利用いただけます。

- ①銀行預金口座への振込
- ②ゆうちょ銀行の貯金口座への振込
- ③「登録配当金受領口座方式」でのお受取り(株主さまが保有する全ての銘柄の配当金を同一の預金口座にてお受取りになる方法)
- ④「株式数比例配分方式」でのお受取り(株主さまが口座をお持ちの口座管理機関ごとにお受取りになる方法)
- ⑤配当金領収証による現金でのお受取り


⑤をご利用いただいている株主さまには、株主さまの費用負担もなく、より安全、確実、迅速なお受取方法として、①から④までのお受取方法をお勧めいたします。

①から④までのお受取方法をご利用いただく場合は、お取引の口座管理機関にお申し出ください。

○株式の各種手続について

株式の各種手続は、お取引の証券会社等の口座管理機関(特別口座については、裏表紙の「株主メモ」に記載している住友信託銀行株式会社)にてお手続きください。

株主メモ

- 事業年度／4月1日から翌年3月31日まで
- 配当金受領株主確定日
期末配当金 3月31日
中間配当金 9月30日
- 定時株主総会／6月
- 株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関
大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社
- 手続きのための郵便物のご送付や株式についてのお問合せ先
〒183-8701 東京都府中市日鋼町1番10
住友信託銀行株式会社 証券代行部
(お電話でのご照会先)  0120-176-417
※住友信託銀行株式会社のインターネット上のホームページ
において、手続きについてのご案内をしています。
住友信託銀行ホームページアドレス
[http://www.sumitomotrust.co.jp/STA/retail/
service/daiko/index.html](http://www.sumitomotrust.co.jp/STA/retail/service/daiko/index.html)



●社内の使用済み文書を回収・再生した「大阪ガス循環再生紙」を使用しています。

Design Your Energy 夢ある明日を



〒541-0046 大阪市中央区平野町4-1-2